

令和2年4月

組 合 員 各 位

丹後織物工業組合

令和2年度京都府伝統産業生産基盤支援事業費補助金の募集について

京都府による府指定の伝統産業に係る生産設備の新設・更新、改修に対し、その費用の一部について助成する標記補助金制度が今年度も実施されます。同事業は、伝統産業の維持また事業継承を進め、さらには新たな事業展開に向けての必要な生産基盤整備へ支援いただくものです。

当制度をご活用の方は、申請書受付期限までに組合本部へ申請書類一式をご持参いただきますようお願い申し上げます。(今回、補助対象等、令和元年度までの制度から変更点があります。同封の募集要項をよくご確認の上、お申し込みください。)

記

1 支援（助成）対象となる事業及び対象経費

令和2年4月1日より令和3年1月15日までに事業が完了（支払い含む）する以下のいずれかの事業で、補助対象となる経費（本体価格）が30万円以上の事業。

① 設備の更新又は改修等

織機、ジャカード、コントローラー、機拵え、関連設備（撚糸機、管巻機等）の更新、改修等にかかる費用の他、部品の購入に係る費用（ストック用の部品・消耗品購入は対象外。)

補助率：3分の1以内、補助金の上限250万円・下限10万円

② 設備の新設・増設等

織機、関連設備の新設・増設、またその設置に係る費用、電子ジャカードへの変更、紋紙からダイレクトジャカードへの変更などに係る費用

一 新たな雇用を伴わないもの

補助率：15%以内、補助金の上限500万円・下限10万円

二 新たな雇用を伴うもの及び府の販路開拓事業参画事業者（募集要項参照）

補助率：3分の1以内、補助金の上限500万円・下限10万円

* 上記①・②ともに工場内の照明器具や工場建物の改修費用、管理ソフトなど生産設備等に該当しない費用は補助対象外ですのでご注意ください。また、新たな雇用を伴う設備の新設・増設を実施される方は、事前に京都府織物・機械金属振興センターへご相談ください。

③ 製造に必要不可欠な伝統技術又は技法により製造するための稀少道具類の整備

※道具類（シャトル）は丹後織物工業組合からの申請となりますので見積書を取っていただく際に「申請される事業者名もしくは個人事業主名」を明記していただきますようお願いいたします。《詳細はシャトルに係る申請の流れを参照ください。》

2 丹後織物工業組合の推薦書について

添付書類として組合の推薦書が必要です。申請書類一式を、組合本部へご持参ください。

3 交付申請書の提出期限及び提出先

【提出期限】 令和2年5月25日（月） 午後5時必着
※組合推薦書発行の関係上、提出期限が早めの設定となっております

【提出先】 丹後織物工業組合 本部 TEL 0772-68-5211

4 提出書類の注意事項

注1) 昨年同様、1-①（更新等）と1-②（新設等）の重複する事業は申請できませんので、どちらかを選んで申請を行ってください。

注2) 昨年同様、ストック用部品・消耗品については補助対象外となっております。※シャトルについては組合が取りまとめて申請することとなっております。

注3) 見積書・請求書の明細には、消費税抜きの金額が明記されたものが必要です。ご注意ください。（※見積書通りの金額で必ず事業をお進めください。）

注4) 設備等の更新・改修を申請される場合、実績報告書の提出にあたり事業完了を証明するものとして、すべて整備前の写真（画像）が必要です。必ず写真を撮影しておいてください。（例：機拵え3台を更新の場合、3台全ての写真が必要）

注5) 事業費の支払いについては、少額であっても金融機関等を通じた振込（振込手数料は補助対象外です）としてください。実績報告書の添付書類として、振込依頼書の写しなどが必要です。

* 申請に必要な書類、また交付決定を受けた場合の注意事項、事業完了報告など詳細については、同封の資料をご覧ください。

5 京丹後市、与謝野町の助成事業について（府の支援制度との併用が可能）

「京丹後市製造・加工業経営革新等推進事業補助金」及び「与謝野町織物業生産基盤支援事業補助金」並びに「与謝野町織物業生産設備広幅化支援事業補助金」の支援制度を利用される方は、府の支援制度との併用が可能です。

申請に必要な添付書類、補助率等については同封の募集要項を必ずご確認ください、お申し込みください。

6 申請書類の作成等に係る相談窓口

組合本部（大宮町河辺3188）以外に京丹後市商工会・与謝野町商工会にて相談窓口を開設していただいておりますので、お気軽にご相談ください。

申請書様式は組合の各機関にご用意しています。また、組合のホームページからもダウンロードできます。 <https://www.tanko.or.jp>

なお、申請書をご提出いただく際、申請者ご本人（法人は除く）の年齢確認をさせていただくとともに、65才以上の方につきましては事業継続（概ね10年程度）の意思、後継者の有無などについて聴取させていただきますのでご了承ください。

7 事業完了後の報告書の提出について

補助事業の完了後（納品日、設置完了日、支払日のうち一番遅い日）30日以内又は令和3年1月15日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書の提出が必要です。書類は補助対象者が直接、京都府へご提出（郵送等）ください。

